

## 知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集【2019年度版】をご購入いただいた皆様へ

第32回(2019年3月3日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集【2019年度版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第31回	平成30(2018)年11月18日(日)	平成30(2018)年5月1日
第32回	平成30(2018)年3月3日(日)	平成30(2018)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

※本法改正は2018年11月18日(日)に実施される検定試験には適用されません。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成30(2018)年5月30日(平成30年5月30日法律第33号)
施行日	平成30(2018)年6月9日
参考	特許庁ホームページ 不正競争防止法等の一部を改正する法律 URL : <a href="https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm">https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm</a>

### ◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

<アップロードホームページ>➡<受検対策>➡<読者サポートコーナー>➡<法改正情報>

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

該当箇所	変更前	変更後
P43 問 34 選択肢ア（解説） 4 行目	<u>ア 適切</u> 意匠登録出願前に日本国内または外国において、頒布された刊行物に記載された意匠または電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、新規性がないため、意匠登録を受けることができません（意3条1項2号）。ただし、意匠登録出願人が自ら公開した場合に、公知となった日から <b>6カ月</b> 以内に出願すれば、新規性喪失の例外規定の適用を受けられるので、意匠登録を受けられる可能性があります（意4条2項）。	<u>ア 適切</u> 意匠登録出願前に日本国内または外国において、頒布された刊行物に記載された意匠または電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、新規性がないため、意匠登録を受けることができません（意3条1項2号）。ただし、意匠登録出願人が自ら公開した場合に、公知となった日から <b>1年</b> 以内に出願すれば、新規性喪失の例外規定の適用を受けられるので、意匠登録を受けられる可能性があります（意4条2項）。
P183 問 11 選択肢イ（問題） 2 行目	イ 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明について特許出願する場合、その発明が公知となった日から <b>6カ月</b> 以内に出願しなければ、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができない。	イ 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明について特許出願する場合、その発明が公知となった日から <b>1年</b> 以内に出願しなければ、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができない。
P197 問 11 選択肢イ（解説） 3 行目	<u>イ 適切</u> 上述のとおり、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明、すなわち新規性を喪失した発明については、その発明が公知となった日から <b>6カ月</b> 以内に出願した場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。	<u>イ 適切</u> 上述のとおり、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明、すなわち新規性を喪失した発明については、その発明が公知となった日から <b>1年</b> 以内に出願した場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。